

○介護保険法施行規則（抜粋）

（平成十一年三月三十一日）

（厚生省令第三十六号）

（法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準）

第百三十二条の三の二 法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。